

教材整備に関する国庫負担制度の変遷と課題：教材基準の意義と役割に焦点を当てて

著者	山? 保寿
雑誌名	静岡大学教育学部研究報告. 人文・社会・自然科学篇
巻	61
ページ	339-347
発行年	2011-03
出版者	静岡大学教育学部
URL	http://doi.org/10.14945/00005679

教材整備に関する国庫負担制度の変遷と課題

—教材基準の意義と役割に焦点を当てて—

The Change and Problem of the National Liability System Regarding Teaching Material Maintenance:
Focused on the Significance and the Role of the Teaching Material Standard

山 崎 保 寿

Yasutoshi YAMAZAKI

（平成22年10月6日受理）

The important significance of the national liability system regarding teaching material maintenance is to improve the level of education. The next three matters were clarified by analyzing the processes from the establishment of the teaching materials standard to their abolition. (1)As for the teaching materials standard, the teaching material maintenance in the compulsory education school played an important role in postwar Japan. (2)Teaching material costs were calculated for general finances by establishing the "normal" costs of necessary items. Thus the classification list according to the teaching materials function was established. However, local costs of teaching materials are typically higher than the "normal" costs. (3)The general finances for teaching materials costs became the cause of an expanding local difference in educational level. This is future problem should have been planned for in the policy established by the educational administration and the board of education.

1 課題の設定

我が国における公立義務教育諸学校の教材整備に関しては、1953（昭和28）年から教材費の国庫負担制度が実施された後、1967（昭和42）年に制定された教材基準に基づき措置されてきた。教材基準は、義務教育費国庫負担法（昭和27年制定）および公立養護学校整備特別措置法（昭和31年制定）に基づく教材費国庫負担の対象となる義務教育諸学校の教材の品目および数量に関する基準である⁽¹⁾。教材基準は、制定後20年以上教材整備の最低基準としての役割を果たしたが、その後は、教材品目の標準を示す方法に代わっていった。教材基準の後の教材整備は、1991（平成3）年に設定された標準教材品目に基づき、2002（平成14）年からは教材機能別分類表に基づいて措置されてきた。教材基準が果たした役割は、教材整備の水準と質を維持向上させるための統一的根拠を示したことである。

しかし、既に教材費の国庫負担制度が廃止され、義務教育費の国庫負担割合も2分の1から

3分の1に引き下げられた現在⁽²⁾、教材基準が果たした役割は、多くの教師から忘れ去られようとしている。教材基準を中心とした教材費に対する国庫負担制度の変遷を踏まえれば、教材基準が果たした意義と役割について考察することは意義のあることである。戦後から現在まで、我が国の義務教育諸学校に対してとられた教材整備の状況をここで整理しておくことが重要である。さらに、教材整備に関する地方格差を無視できない現状において、その格差を縮小するためには、少なくとも、特定教科・領域における教材作成に関しては、国庫補助の対象とするなどの措置を講じることは今日的な重要課題である。そこで、本稿では、教材基準が果たした意義と役割を考察し今後の方向を明らかにするために、次の3つの課題を設定する。

(1) 戦後我が国の義務教育諸学校における教材整備に役割を果たした教材基準について、その制定から運用および廃止までの過程を概観し、教材基準の意義を明らかにする。

(2) 教材費の一般財源化以降における標準教材品目および教材機能別分類表の策定に関する経緯を明らかにする。

(3) 教材費の一般財源化により地方格差が拡大する状況を考察し、今後の課題を明らかにする。

2 教材基準制定の経緯

戦後の義務教育諸学校における教材整備は、1952（昭和27）年義務教育費国庫負担法（新法）の公布⁽³⁾により制度的に整えられていった。それまでの、旧義務教育費国庫負担法（昭和15年制定）等に基づく義務教育費国庫負担制度は、1949（昭和24）年のいわゆるシャープ勧告による税制改革によって廃止され、1950（昭和25）年制定の地方財政平衡交付金法により、国庫負担金は地方財政平衡交付金に吸収されていた。義務教育費国庫負担制度の廃止は、当時の物価上昇等の中で、教育条件の低下と義務教育水準の地方格差につながっていた⁽⁴⁾。また、地方財政平衡交付金は、財源が特定されていないため、国の財政事情で予算額が左右されることなどが教育費を圧迫していた。義務教育費国庫負担法の制定は、これらの問題を是正する趣旨で行われたものであった⁽⁵⁾。

義務教育費国庫負担法第3条によって、「国は、毎年度、義務教育の教材に要する経費の一部を負担する」こと、「教材費は、義務教育諸学校の種類に応じ、児童又は生徒の数を基礎として算出するものとし、義務教育諸学校の種類ごとの児童又は生徒一人当りの教材費の国の負担額その他その配分に関し必要な事項は、政令で定める」ことが定められた。全国知事会議の決議や義務教育費確保の請願もあり⁽⁶⁾、1953（昭和28）年から教材費の国庫負担制度が再び開始されることになった。義務教育費国庫負担法（新法）が旧法と異なる点は、国に教材費の一部負担を義務づけた点である。それまで、我が国における義務教育費国庫補助制度の対象はつねに人件費に限られていたのであるが、この法律の制定によって対象が物件費にまで拡大されたことの意義は大きい⁽⁷⁾。

義務教育費国庫負担法第3条により、教材費の一部負担が国に義務づけられ、公立義務教育諸学校における教材費が国庫負担の対象として予算措置がなされることになった。当初、一部負担とされた義務教育諸学校の教材費に関する国庫負担の割合は、昭和33年度に二分の一負担に拡大された⁽⁸⁾。しかし、教材費が年々増加する中で、国庫補助は相対的に極めて少ない状況であることも指摘されていた⁽⁹⁾。教材整備の水準を示す根拠と算定基礎が存在しなかったため、教材費に対する予算措置は、当時の財政事情の問題もあって十分な教材整備を実現するには至

らなかったのである。こうした状況に対して、教材費国庫負担金の対象を明確にするために、基準的教材を明らかにする必要が指摘された⁽¹⁰⁾。既に、東京都教育委員会や千葉県教育委員会のように、1952・53（昭和27・28）年当時、教材等の設備基準を作成しているところも見られた⁽¹¹⁾。また、学習指導要領が目指す教育内容を実現するために、教材の基準に関する規定が必要とされた。

そこで、1964（昭和39）年に、文部省により教材の基準を設定するための調査研究が開始され、1966（昭和41）年には文部省内に、「義務教育諸学校における教材の基準作成に資するための調査研究を行う組織」が設けられた。この組織は、教材基準調査研究会と通称された⁽¹²⁾。教材基準調査研究会が作成した具体案に基づき、1967（昭和42）年に教材基準が定められ、国庫負担の対象とする教材の範囲が通達された。教材基準は、教材整備の最低基準として、学校において基本的に必要とされる教材の品目および数量を、教科別、校種別の共通教材として示したものである。教材基準は、国庫補助の負担金必要額算定の基礎を提供し、教材・教具の充実整備計画の目安となる品目ならびに数量を示すための一覧表である⁽¹³⁾。併せて、学習指導要領に基づく教育活動を実施するために必要な設備・備品の基準とされるものである。

なお、他に該当する法律の適用を受けるため、理科教育設備整備費補助金、中学校産業教育設備整備費補助金、特殊教育学校職業教育費補助金などの対象となる設備は、教材基準から除外されている⁽¹⁴⁾。国は、都道府県および市町村ごとに、政令の定める限度内で教材基準に基づいた教材費を負担することになった。また、教材基準の運用に関しては、各自治体の判断により教材基準を拡充または弾力的に運用できるものであった⁽¹⁵⁾。こうして、教材基準は、我が国の義務教育諸学校における教材整備の基本的計画策定の根拠としての役割を果たしていったのであり、このことの意義は大きいといえる。

3 教材基準に基づいた教材整備計画の策定

教材基準に基づき、1967（昭和42）年度から1976（昭和51）年度までの第一次教材整備10カ年計画が策定実施された。第一次教材整備10ケ年計画においては、教材基準総額の70%相当額1600億円の二分の一を国が負担することにより、教材の充実を図ることとされた⁽¹⁶⁾。教材基準に基づき教材が年次計画により計画的に整備されるようになったことは画期的なことであり、教材費国庫負担金の増額と教材費にかかる保護者負担の軽減につながった⁽¹⁷⁾。1969（昭和44）年度における教材・教具の充足状況は、小学校18学級、中学校15学級の標準学級数の学校について、小学校48.0%、中学校44.0%である⁽¹⁸⁾。また、1972（昭和47）年度からは、第一次教材整備10ケ年計画に終了年度を合わせ中学校のクラブ活動に必要な教材を整備するため5カ年計画が策定された。これにより、国庫負担として所要経費60億円の二分の一を負担（高等学校は昭和48年度から5カ年計画で設備経費を補助）することとされた⁽¹⁹⁾。このように、教材基準に基づき学習指導要領の改訂に対応した教材整備計画が策定されたが、時代の進展に応じた教材基準の一層の充実が必要とされた。

このような経緯から、1975（昭和50）年には、教材基準の改訂を目的として文部省内に、1966・67（昭和41・42）年と同様の組織である教材基準調査研究会が発足した⁽²⁰⁾。同会の検討に基づき、1978（昭和53）年に教材基準が改訂された。従前の「学校において基本的に必要とされる教材」が「学校において標準的に必要とされる教材」と変更され、教材の品目および数

量の充実が図られた。改訂の主な内容は、視聴覚関係教材の整備、教員の教材作成能率化のための教材の整備、効率的学習指導のための教材の整備、体力測定機器の整備、クラブ活動教材の整備などであった⁽²¹⁾。この改訂は、学習指導要領の内容を達成していくために必要な教材整備として、併せて、当時における情報機器の急速な開発普及に応じて視聴覚教材等の充実を図ったものであった。

教材基準の改訂により、1978（昭和53）年度から1987（昭和62）年度まで、第二次教材整備10カ年計画が策定実施された。改訂前の教材基準が2258品目であったのに対して、改訂後は3413品目で約5割増となっている⁽²²⁾。これらを、総額4600億円（このうち二分の一の2300億円を国庫補助）で整備することとした⁽²³⁾。なお、第一次教材整備10ケ年計画は、昭和51年度をもって終了しているが、第二次教材整備10ケ年計画が昭和53年度を初年度とすることになったのは、昭和52年に学習指導要領の改訂があり、第二次教材整備10ケ年計画への移行を考慮した暫定措置を図ったためである⁽²⁴⁾。

このように、教材基準の制定によって、国庫負担の対象となる教材の品目および数量が明確化され、教材費に対する国庫負担金の増額と保護者負担の軽減がもたらされた。教材基準の制定によって、教材整備の年次計画に基づいた計画的な遂行が可能となったことの意義は大きいといえる。教材基準は、我が国における教材整備の水準と質を維持向上させるための統一的根拠としての役割を果たしたのである。

4 教材費の一般財源化と標準教材品目の策定

その後、1981（昭和56）年からは、行財政改革の波を受け、教材費半額国庫負担は10%ずつ削減されてきた⁽²⁵⁾。1985（昭和60年）には、教材費の国庫負担を規定していた義務教育費国庫負担法第3条が削除され、教材基準の法的根拠が喪失した。これにより、教材費および教員旅費に対する措置が、義務教育費国庫負担金から地方交付税による措置に一般財源化され、公立義務教育諸学校の教材費に関する国庫負担制度が廃止されることになった。この時期における教材費の一般財源化は、地方交付税を用いて教材費を措置することにより、地域の実情に応じた教材の整備を進めることを旨としたものとはいえ、後の時代へも大きく影響していく。つまり、教材費の国庫負担制度の廃止は、以降における教材費に対する予算の減額化や地方格差の拡大を招くこととなったのである。

教材費の地方一般財源化については、恒久的措置として講ずるものであることが文部省教育助成局長により通知された⁽²⁶⁾。同通知により、各地方公共団体において教材の整備を進めるに当たり、従来の教材基準（昭和53年7月7日付文初財第269号および昭和54年6月21日付文初財第251号）は、教材整備のための参考基準として、各学校における具体的な教育方法等に応じた教材の整備を進めることとされた。また、同通知では、従来の教材費国庫負担金に係わる教材整備台帳については、1985（昭和60）年度以降整備する教材については記入を要しないこととし、1984（昭和59）年度までの事務処理に必要な限りにおいて教材整備台帳を保持する必要があることとされた。教材基準は、国庫負担の対象を示す基準としての使命は終えたが、その後も教材整備のための参考基準として活用された⁽²⁷⁾。こうして、義務教育教材費の国庫負担が廃止され、教材費は一般財源化されることになった。義務教育教材費が国庫負担の対象からはずされたことは、義務教育費国庫負担制度のゆらぎを意味するものであり、後の時代へ

及ぼした影響は大きいといえる。

そして、1991（平成3）年に、学校において標準的に必要とされる教材の品目および数量を示すものとして、「義務教育諸学校における標準教材品目」が設定された。同年には、標準教材品目を満たすための標準教材整備10ヵ年計画が開始された。1991（平成3）年度から2000（平成12）年度までの10年間で、地方交付税により総額約8000億円の財源が措置された⁽²⁸⁾。標準教材品目は、1989（平成元）年に改訂された学習指導要領が、1992（平成4）年度から実施されることに備えるものであった。その整備用財源としては地方交付税交付金によって措置することが策定された。標準教材品目は、義務教育諸学校が新学習指導要領（当時）に則り、地域や児童生徒の実態等に応じた特色ある教育を進めていくうえで必要な教材を整備する際の一つの目標として設定され、弾力的な活用が期待されていた⁽²⁹⁾。そのため、教材基準で用いられていた示し方を改訂し、学校規模区分の段階を簡素化して各学校の実情に対応できるようにした⁽³⁰⁾。

教材基準から標準教材品目への制度改変により、教材費の予算措置に関する方法が大きく変更されるとともに、教材整備の統一的根拠に対する考え方が転換されていくことになった。現在から見れば、ここに時代の転換点があったといえる。つまり、それまでの教材基準が、教材費の国庫負担制度のもとで国の予算措置による教材整備の対象と範囲という考え方であったのに対して、標準教材品目は、各学校における教材整備の参考であり、各学校がより積極的・弾力的に教材整備を進めるといった考え方になったのである。

5 標準教材品目の見直しと教材機能別分類表の制定

以上のように、標準教材整備10ヵ年計画に基づき、地方交付税措置によって標準教材品目が整備されてきたのであるが、2000（平成12）年4月に地方分権一括法が施行され、また、情報化の急速な進展等に対応する必要も高まり、標準教材品目の在り方を見直す動きが出てきた。すなわち、2001（平成13）年11月5日に、義務教育諸学校における標準教材品目の在り方等に関する調査研究協力者会議が提出した「これからの義務教育諸学校の教材整備の在り方について（最終報告）」によって、標準教材品目の見直しと教材整備の在り方に関する提言がなされた。同報告は、これからの教材整備の在り方について、2002（平成14）年実施の学習指導要領が重視する基礎・基本の確実な定着や情報教育の進展に対応するために、今日における地方分権の流れやIT革命などの技術革新の進展を踏まえて推進していく必要を示したものである。

こうして、地方分権の拡大と情報化の急速な進展を背景に、当時の新学習指導要領への対応を一つの契機として、標準教材品目に替わり教材機能別分類表が制定されることになったのである。以上に述べた教材基準の制定から教材機能別分類表の制定までの流れは、表1のようにまとめることができる。

表 1. 教材整備の基準に関する経緯

1949 (昭和24) 年	シャープ使節団『日本税制報告書』(シャープ勧告)
1950 (昭和25) 年	地方財政平衡交付金法公布 (義務教育費国庫負担制度の廃止)
1952 (昭和27) 年	義務教育費国庫負担法 (新法) 公布
1953 (昭和28) 年	教材費の国庫負担制度開始
1958 (昭和33) 年	義務教育諸学校施設国庫負担法公布
1967 (昭和42) 年	教材基準 (整備の最低基準) 通達 第一次教材整備10カ年計画開始
1972 (昭和47) 年	中学校技術・家庭科教材整備7カ年計画開始
1978 (昭和53) 年	教材基準 (整備の標準的基準) 改訂 第二次教材整備10カ年計画開始
1979 (昭和54) 年	中学校技術・家庭科教材整備9カ年計画開始
1981 (昭和56) 年	特殊教育設備費補助開始
1985 (昭和60) 年	義務教育教材費の国庫負担廃止 (教材費の一般財源化)
1990 (平成2) 年	教育用コンピューター整備費補助5カ年計画創設 (ソフトの一般財源化)
1991 (平成3) 年	標準教材品目設定 標準教材整備10カ年計画開始
2001 (平成13) 年	「これからの義務教育諸学校の教材整備の在り方について (最終報告)」
2002 (平成14) 年	教材機能別分類表

教材機能別分類表は、学習指導要領の改訂に伴う教材整備、地方分権の趣旨を踏まえた各学校および各地方公共団体の自主性・自律性の尊重等の観点から、新たな参考資料としてまとめられたものである。それまでの標準教材品目が、標準的な品目を列挙して数量標準を示したものに止まりがちであったのに対し、教材機能別分類表は、教材に関する各学校の自主的選択と裁量の拡大を促進していくことを旨としている。そのために、各教材の機能的な側面に着目して分類・整理し、各学校が教材を選択・整備する際の留意点を示した参考資料として示されたものである。

同報告では、各教材を機能別に分類・整理するに当たって、教材を4つの機能に大別したうえで、各機能別に品目類別を示している。教材機能別分類表を構成する4つの機能は、①発表・表示用教材 (児童生徒が表現活動や発表に用いる、または、児童生徒が見て理解するための図示・表示の機能を有する教材)、②道具・実習用具教材 (児童生徒が実際に使って学習・実習の理解を深める機能を有する教材)、③実験観察・体験用教材 (児童生徒の実験観察や体験を効果的に進める機能を有する教材)、④情報記録用教材 (情報を記録する機能を有する教材) である。これらの機能別に、教材の効率的整備・活用の観点から、教材を「学校全体で共用可能な教材」、「特定の教科等で必要な教材」とに区別し、そのうえで、使途・目的が類似している教材を品目類別としてまとめ、参考のため各品目類別について、いくつかの教材を例示している。

義務教育諸学校においては、このように構成された教材機能別分類表を参考に、各学校の実態に応じて教材の機能を重視した計画的な教材の選択・整備を図っていくこととされている。同報告は、各学校の自主的選択・裁量が拡大されることに対応して、各教材の機能発揮、効率的利用、必要数量 (整備目標) の計画的整備などの点についての自己点検・評価の必要性を指摘している。社会の変化が激しい現代にあっては、教材の品目だけでなく機能に着目した整備

を重視することは妥当といえる。こうした点から、今後は、各学校が教材整備を充実させ、アカウンタビリティを果たしていくことが重要になる。そのため、教材整備に重きを置いた学校管理職と事務職との連携に配慮し、教材整備に関する自己点検・自己評価の仕組みを整えることが教材の充実と地方格差の縮小させるうえでの方策となる。

6 教材費の一般財源化と地方格差に関わる今後の課題

以上に述べたように、当初、国庫負担の対象であった教材費は、1985（昭和60）年の一般財源化により、国庫負担からはずされた。そのため、結果的にほとんどの自治体で教材費に対する予算の減額化を招くことになった。教材費が地方交付税による措置となり、各自治体の判断とはいえ、他の予算に流用されることがあるからである。その後も、1991（平成3）年に、「義務教育諸学校における標準教材品目」が策定され、文部省および自治省において標準教材整備10カ年計画が開始された。その整備用財源としては、教材費の一般財源化の方針のもとに地方交付税交付金によって措置するものであった。

しかも、こうした経緯による教材費の一般財源化に関しては、当初から地方格差の問題が懸念されており、実際、今日までの実質的な地方格差は無視できない状況になっている。文部科学省調べでは、2003（平成15）年度決算において、交付税積算ベース（基準財政需要額ベース）に対して、最高の東京都が163.7%、最低の徳島県が35.6%という地方格差が生じている⁽³¹⁾。それが、2005（平成17）年度決算においては、最高の東京都が183.7%、最低の岩手県が26.4%と格差が進行している。さらに、教材費の地方格差の問題だけでなく、必要教材の充足率にも問題が見られる。文部科学省の委嘱により、社団法人日本教材備品協会が行った教材整備に関する調査研究によれば、平成17年度時点での教材充足率は、小学校 44.4%、中学校 38.3%である⁽³²⁾。これらの数字を見る限り、教材充足率は十分な域に達しているとはいえないと指摘できる。しかも、義務教育費の国庫負担割合は、最終的に3分の1の縮減に止まったのであるが⁽³³⁾、議論の過程では、中央教育審議会答申「新しい時代の義務教育を創造する」（2005.10.26）が、義務教育費国庫負担金の全額一般財源化の方向をも提示していたのである。義務教育費国庫負担金の全額一般財源化などの方向が進めば、教材費に関しても地方格差が一層拡大する状況が到来することが懸念される。

以上を踏まえ、今後の課題として、学校教育の基本的な質を保障し、情報技術の進歩や学習指導要領の改訂といった新しい変化に対応していくために、教材整備の一層の充実が望まれる。教材整備に関する制度と仕組みは、教育の水準を維持向上させ学校教育を充実させるために必要不可欠である。具体的には、道徳など特定教科・領域における教材作成に対しては、国庫補助制度の創設を考慮し、教育基本法第17条に基づいた教育振興基本計画においては、教材費の国庫負担について検討する必要がある。2008（平成20）年に、学習指導要領が改訂されたことから、新学習指導要領への移行および実施の対応を含めて一層充実した教材整備を行っていくことが喫緊の課題となる。

（注）

- (1) 小林一也・柴田恒郎「教材基準の概要」奥田真丈・熱海則夫編『教科書・教材教具』（現代学校教育全集第14巻）、ぎょうせい、1970年、240頁。

- (2) 義務教育費の国庫負担に関する考察は、長尾倫章「義務教育費国庫負担法・義務教育施設費国庫負担法」日本学校教育学会編『日本学校教育学会創立20周年記念 資料解説学校教育の歴史・現状・課題』2009年、34～42頁。
- (3) 義務教育費国庫負担法の制定に関わる義務教育費国庫負担政策の展開については、井深雄二『近代日本教育費政策史—義務教育費国庫負担政策の展開—』勁草書房、2004年。
- (4) 昭和27年時点における児童一人当たりの教育費指数は、東京都100に対して、茨城県53であった。（『新しい時代の義務教育を創造する』（答申）関係資料）『教育委員会月報』2006年1月号、77頁。）
- (5) 高木浩子「義務教育費国庫負担制度の歴史と見直しの動き」国会図書館・調査及び立法考査局『レファレンス』No.641、2004年6月、13～18頁。
- (6) 中島太郎『戦後日本教育制度成立史』岩崎学術出版社、1970年、792頁。
- (7) 中島太郎、同上書、812頁。
- (8) 文部省『学制百二十年史』第二編第二章第一節「初等教育」、ぎょうせい、1992年、176～177頁。
- (9) 文部省編『わが国の教育水準』帝国地方行政学会、1959年、74～76頁。
- (10) 伊藤和衛「教材費」細谷俊夫他編『現代学校経営事典』明治図書、1961年、302頁。
- (11) 古村澄一・宮園三善『新しい教材基準—その解説と運用—』ぎょうせい、1978年、82頁。
- (12) 古村澄一・宮園三善、同上書、83頁。
- (13) 高乗康雄「教材基準」細谷・奥田・河野・今野編『新教育学大事典』第2巻、第一法規、1990年、441～442頁。また、教材基準の役割については、美術教材の観点から荒生薫・時長逸子が考察している（荒生薫・時長逸子「小学校における美術教材の変遷：色彩教育の展開(2)」日本デザイン学会編『デザイン学研究』Vol. 48、No. 3、2001年、69～76頁）。
- (14) 菱村幸彦「教材基準」牧昌見・池沢正夫編『学校用語辞典』ぎょうせい、1985年、305頁。
- (15) 自治体の財政事情により教材費の弾力的運用に関する状況は様々であった。福島県担当「新教材基準の策定における経緯とその考察—教育行政に作用する学校事務（職員）の必要性—」全国公立小中学校事務職員研究会『平成二年度研究集録』1990年、206～208頁。
- (16) 文部省編『我が国の教育水準』大蔵省印刷局、1976年、140頁。
- (17) 文部省『学制百年史』帝国地方行政学会、1972年、866頁。
- (18) 文部省編『わが国の教育水準』帝国地方行政学会、1970年、142頁。
- (19) 文部省編『我が国の教育水準』大蔵省印刷局、1976年、140頁。
- (20) 古村澄一・宮園三善、前掲書、84～85頁。
- (21) 初等中等教育局財務課『『教材基準』を改訂』『文部時報』1978年9月号、78～79頁。
- (22) 菱村幸彦「教材基準」牧昌見・池沢正夫編『学校用語辞典』ぎょうせい、1985年、305頁。
- (23) 初等中等教育局財務課『『教材基準』を改訂』『文部時報』1978年9月号、78頁。
- (24) 古村澄一・宮園三善『新しい教材基準—その解説と運用—』ぎょうせい、1978年、108～109頁。
- (25) 堀和郎「教材台帳」安彦忠彦他『新版現代学校教育大事典』第2巻、ぎょうせい、2002年、359～360頁。
- (26) 同通知では、「各地方公共団体が従来と同様な水準の教材の整備を進めるために財政上支障が生じない」ようにすること、「各地方公共団体においては、学校教育における教材の

重要性にかんがみ、従来と同様に各地域や学校の実態に応じて所要の教材費を確保し、教材の整備を進める」こと、「学校に備える教材の経費について保護者負担に転嫁することのない」ようにすることを強調している（文教財第122号、昭和60年5月31日）。

- (27) 山際隆「教材基準」奥田真丈・河野重男監修『現代学校教育大事典』第2巻、ぎょうせい、1993年、352頁。
- (28) 山際隆「標準教材品目」安彦忠彦他『新版現代学校教育大事典』第5巻、ぎょうせい、2002年、493頁。
- (29) 田中壮一郎「『標準教材品目』の設定」『学校経営』1991年5月号、108～109頁。
- (30) 卷久「標準教材の概要」水越敏行・熱海則夫編『教科書・教材教具』（新学校教育全集16）ぎょうせい、1995年、268頁。
- (31) 「『新しい時代の義務教育を創造する』（答申）関係資料」『教育委員会月報』2006年1月号、86頁。榎本剛「中教審100時間、義務教育費国庫負担金の議論を振り返る」『教育委員会月報』2006年2月号、20頁。
- (32) 社団法人日本教材備品協会『文部科学省委嘱事業「教材整備に関する調査研究事業」報告書』2005年。小学校670校、中学校306校、特殊教育諸学校47校、合計1023校に対して、平成17年7月～10月に、標準教材品目を基にその整備状況等を調査。
- (33) 長尾倫章、同上論文。小野方資「『全国学力・学習状況調査』政策の形成過程—政策評価制度とのかかわりで—」『東京大学大学院教育学研究科教育学研究室 研究室紀要』第35号、2009年、10頁。

